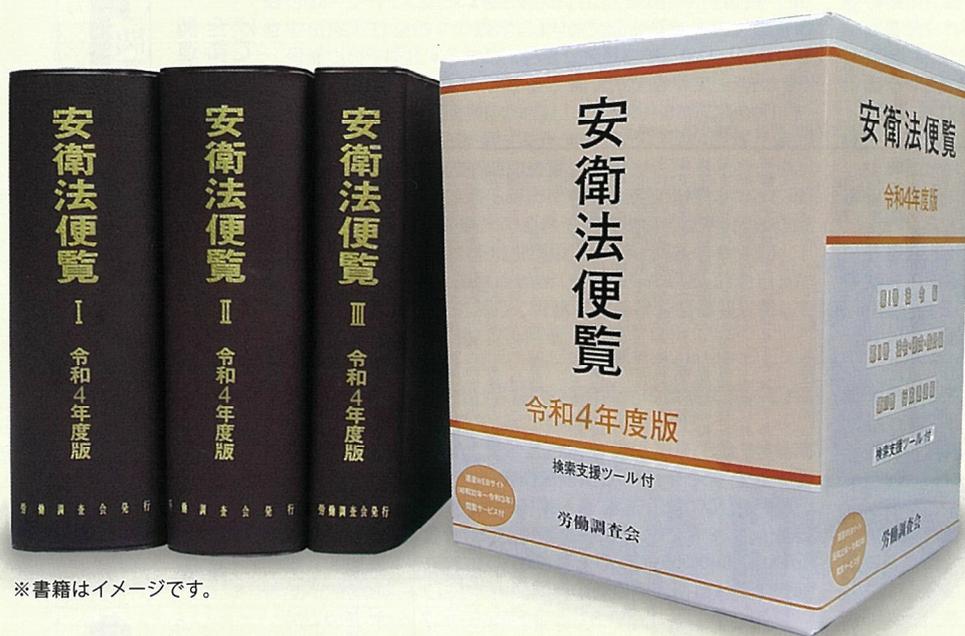


安全衛生担当者必携!

令和4年度版

安衛法便覧

B6判/約6,400頁/定価16,500円(本体15,000円+税)
【全3巻1セット箱入り/検索支援ツールあり/セット販売のみ】



※書籍はイメージです。

「安衛法便覧」とは
労働安全衛生の分野に
特化した法令集です。



こんなお悩みはありませんか？

- ✓ 安全衛生に関する法令が膨大すぎて整理して理解できません。
- ✓ 頻繁に改正されるので、フォローアップが大変です。
- ✓ 条文の中に他の条文が引用されていて、探すのが面倒です。
- ✓ 労働局や監督署に提出する書式を探すのに苦労しています。
- ✓ 罰則の適用を受けるのではないかと不安になるときがあります。

本書は令和4年6月1日現在の法令に基づいて掲載しています。
以降の法改正等につきましては、弊社ウェブサイトにてご案内いたします。

▶ <https://www.chosakai.co.jp>

主な内容・構成

第1巻 法令編

- 労働安全衛生法、施行令、規則をはじめ、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則、有機則、特化則、電離則、事務所則、粉じん則、石綿則などの法令を網羅。

第2巻 法令・指針編

- 作業環境測定法、じん肺法、労働基準法などの関連法及びその政令、省令、告示
- 指針関係(構造規格、自主検査指針、特別教育規程、作業環境測定に関する基準、免許・試験規程、技能講習規程など)

第3巻 行政指導通達編

- 平成元年より最新のものまで、約180件の主要な行政通達を登載。

「安衛法便覧」が必要とされる理由

安全衛生活動を進める上で、必要となる法令や通達の知識。しかし、労働安全衛生法や関連する政省令・通達は数が膨大で内容も複雑多岐にわたっています。「業務に関連する情報がどこにあるかわからない」「条文中の語句をどう解釈すれば...」などの悩みは尽きません。『安衛法便覧』は、安全衛生に関する法律や政令、省令はもちろんのこと、各条文には関連する「通達」や実務上の参考として「解説」を付けており、今知りたい情報がすぐに見つかります。

中ページのご紹介

(根 一四)
この規程の根拠となる労働安全衛生法の条文を示しています。

判例
労働安全衛生法違反による裁判例の要旨を掲載しています。

解説
実務上の参考となるわかりやすい解説です。

労働安全衛生規則 (15条の2～17条)

2 事業者は、令第六条第十七号の作業の

学に関する知識を有する医師を選任すること、地域産業保健センター事業を利用すること等があること、これらの方法のうち適宜の方法により、事業者は、労働者の健康管理等を行うように努めるものとしたこと。
(平八・九・一三 基発第五六六号)

労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師とは、従来名簿(編注II地域産業保健センターに備えている労働者の健康管理等に必要知識を有する者の名簿をいう)に記載されていた保健師に加え、今後新たに名簿が更新されることがなくなること、日本産業衛生学会登録産業看護師のうち保健師の資格を有する者及び独立行政法人労働者健康福祉機構の実施する産業保健推進センター事業における研修等を受講した保健師とするものであること。
(平三・三・三〇 基発第三三二号)

第五節 作業主任者
(作業主任者の選任)
第十六条 法第十四条の規定による作業主任者の選任は、別表第一の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の中欄に掲げる資格を有する者のうちから行なうものとし、その作業主任者の名称は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

【安衛施行令】
(作業主任者を選任すべき作業) (抄)
第六条
十七 第一種圧力容器(小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く)の取扱いの作業
イ 第一条第五号イに掲げる容器で、内容積が五立方メートル以下のもの
ロ 第五条第五号ロからニまでに掲げる容器で、内容積が一立方メートル以下のもの

【解説例規】
1 本条は、法に基づき制定された省令に規定するすべての作業主任者の選任に関し、作業の区分、資格および名称を整理し、一括に掲げたものであること。
なお、それぞれの作業主任者に関する資格要件、職務内容等具体的な事項については、それぞれの省令で定めるところによることとされていること。
2 別表第一の「名称」の欄の「高圧室内作業主任者」は、旧高気圧障害防止規則(昭和三十三年労働省令第六号)に定める高圧室管理者と同様なものをいうものであること。
3 別表第一の資格を有する者の欄の「ガス溶接作業主任者」の資格を受けた者については、昭和七年一月一日において現に旧規則第三九七条の規定によるアセチレン溶接主任者免許を有する者(昭和四十六年労働省令第三号附則第八条の規定により当該免許を有する者を含む)が含まれるものであること。
昭和四七・九・一八 基発第六〇一号の一)

(作業主任者の職務の分担)
第十七条 事業者は、別表第一の上欄に掲げる一の作業を同一の場所で行なう場合において、当該作業に係る作業主任者を二人以上選任したときは、それぞれの作

関連政令
関連する政令(労働安全衛生法施行令)を掲げています。

関連省令
関連する省令(労働安全衛生規則など)の条文を掲げています。

関連告示
関連する告示や公示の名称を掲げています。

解説例規
この規定に関連する通達を掲げています。

ココに注目!

- 必要な情報が各条文ごとにまとめられています。
- 関連する法令や解釈例規を検索する時間や労力が短縮できます。

897

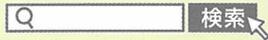
充実の内容

1 必要な法令・通達・指針等を網羅!

2 法改正に対応した最新版!

3 検索支援ツールですぐに探せる!

検索支援ツールでは、用語を任意に入力して検索する「用語検索」と、あいうえお順にリスト化された用語の読みから探し出す「五十音順」の2種類の検索が可能です。



4 通達WEBからダウンロード可能!



第3巻に収録されている行政指導通達をはじめ、第3巻に未収録の昭和時代の行政通達(約140件)を含む昭和32年~令和3年までの主だった行政指導通達をインターネット上でご覧いただけます。

直近3年間の改正内容

<p>主な【改訂内容】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●簡易ボイラーとして新たに2種類が追加され、規制の対象に(安衛令第1条) ●安衛法第31条の2の規定により注文者が請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない設備の範囲について対象が拡大(安衛令第9条の3) ●職長等に対する安全衛生教育の対象として2業種が追加(安衛令第19条) ●名称等の表示・通知を要する化学物質として234物質が追加(安衛令別表第9、安衛則別表第2) ●長時間労働が見込まれる医師に対する面接指導について、面接指導の対象となる医師の要件や面接指導の証明、記録作成に関する規定の創設(安衛則附則第19条、同条の2~3) ●安衛則第48条の歯科健康診断(定期のものに限る)を行ったときは、その結果を遅滞なく所轄労働基準監督署長に対して報告することが義務化(安衛則第52条第2項) ●事務所における労働衛生基準が見直され、便所の設置基準等が変更されるとともに、「独立個室型の便所の特例」が新たに規定。また、作業面の照度や室温の基準についても改正され、備えおくべき救急用具等の規定が削除された(事務所則第5条、第10条、第17条、同条の2、安衛則第628条、同条の2、第634条) ●一人親方等についても、新たに安衛法第22条に基づく健康障害を防止するための措置の対象に(安衛則をはじめとする11省令を改正) ●化学物質による労働災害防止のための新たな諸規制を整備(令4.5.31省令第91号・告示第190号により安衛則、特化則、有機則、鉛則、四アルキル則、粉じん則、石棉則、指針を改正) ●指針の改正:事業場における労働者の健康保持増進のための指針(令3.12.28健康保持増進のための指針公示第9号、令4.3.31健康保持増進のための指針公示第10号)
<p>令和4年度版</p> <p>主な【新規通達】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」の一部改正について(令3.7.26基発0726第2号) ■「インターネット等を介したeラーニング等により行われる技能講習等の実施ガイドライン」等の周知について(令3.9.1基安安発0901第3号、基安安発0901第4号、基安化発0901第1号) ■技能講習の講師要件に係る質疑応答について(令3.9.1基安安発0901第4号、基安安発0901第3号、基安化発0901第2号) ■リスク評価結果等に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について(令3.9.3基安安発0903第6号) ■事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について(令3.12.1基発1201第1号) ■「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の一部改正について(令3.12.1基発1201第7号) ■少量新規化学物質の確認申請における確認調査票の廃止について(令3.12.20基安化発1220第1号) ■剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について(一部改正)(令3.7.5基安化発0705第2号、令3.12.22基安化発1222第2号) ■剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について(令3.12.22事務連絡) ■「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」の周知について(令3.12.28基発第1228第1号) ■労働安全衛生法に基づく安全データシート(SDS)の記載に係る留意事項について(令4.1.11基安化発0111第2号) ■労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令4.1.19基発0119第2号) ■除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について(令4.1.31基発0131第9号) ■労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び簡易ボイラー等構造規格の一部を改正する件(令4.2.18基発0218第2号) ■労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について(令4.2.24基発0224第1号) ■事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について(令4.3.1基発0301第1号) ■「ストレスチェック制度の施行を踏まえた当面のメンタルヘルス対策の推進について」の一部改正について(令4.3.31基発0331第31号・雇均発0331第4号) ■「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進について」の一部改正について(令4.3.31基発0331第33号・雇均発0331第5号) ■労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について(令4.4.15基発0415第1号) ■ボイラー等の遠隔制御基準等について(令4.4.21基発0421第3号) ■労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(令4.4.28基発0428第1号) ■労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について(令4.5.31基発0531第9号)
<p>令和3年度版</p> <p>主な【改訂内容】</p> <p>主な【新規通達】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●石綿対策の規制強化 ●金属アーク溶接作業についての健康障害防止措置の義務づけ ●溶接ヒューム、塩基性酸化マンガンの追加、特定化学物質として規制の対象に ●眼の水晶体の被ばく限度の見直し ●トンネル建設工事における粉じん対策の強化 ●「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の改正 ■廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策に係る特例について ■粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について ■建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の改正等について ■粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等の施行について ■「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの改正について ■金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の施行について ■石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について ■剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について ■定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて ■特定化学物質障害予防規則における第2類物質「溶接ヒューム」に係る関係省令等の解釈等について ■情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項等について ■職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について
<p>令和2年度版</p> <p>主な【改訂内容】</p> <p>主な【新規通達】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●受動喫煙の防止に関する改正安衛法が令和2年4月1日から施行 ●労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの登録に関する改正 ●労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正 ●特別教育に電気自動車の整備業務が追加 ●型枠支保工や作業構台等に使用する鋼材の表記が「日本工業規格」から「日本産業規格」へ変更 ●健康障害を防止するための指針、事業場における労働者の健康保持増進のための指針がそれぞれ改正 ■「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の策定について ■墜落制止用器具に係る質疑応答集の改訂について ■「VDT作業に係る労働衛生教育の推進について」の一部改正について ■「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」について ■個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドラインの策定について ■「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について ■インターネット等を介したeラーニングにより行われる特別教育の当面の考え方等について ■外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について ■製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育について ■貨物自動車の過積載の防止について

Q1 安衛法便覧の特長を教えてください。

A 法令の条文一つひとつに、関連する通達や公示、告示、裁判例などを掲載しています。これにより、1つの条文を検索するだけでいくつもの必要な情報が得られる仕組みになっており、改めて施行令や通達を探す手間が省けます。

Q2 見方の具体例を教えてください。

A 2ページの見本にある、作業主任者の選任を定めた安衛則第16条を例にします。この省令の法的根拠となる安衛法第14条を「根 一四」と示すとともに、選任が必要な作業として条文中に書かれた「令第6条第17号」が関連政令の欄に全文掲載されていることから政令を探す作業が不要となっています。さらに、安衛則第16条の主旨等を分かりやすく解説した通達を「解釈例規」として掲載することで、一段と理解が深まるよう工夫されています。

Q3 安衛法便覧の3冊には何が掲載されているのですか？

A 第1巻には主に安衛法と安衛法施行令、安衛規則、ボイラー則やクレーン則といったいわゆる「特別則」と呼ばれるもの全てが掲載されています。第2巻では安全衛生管理に関係する、作業環境測定法やじん肺法、労働基準法、労働者派遣法等が確認できます。同時に、能力向上教育等の「指針」やエレベーター等の「構造規格」等も掲載しています。第3巻では「エイジフレンドリーガイドライン」といった主要なガイドライン等を掲載しています。複雑で難解な安衛法令の規定を分かりやすくまとめたガイドラインは実務に役立ちます。

Q4 今の時代は、インターネットで簡単に通達を探せるのでは？

A 条文の中に他の条文が引用されている場合も多く、これらの条文をその都度検索するとなると、さらに時間や労力が費やされてしまいます。また、「用語は知っているけれども該当する法令の条文や通達が分からない」という場合も同様です。さらには、ヒットした情報が改正前のものであったという可能性もあります。安衛法便覧は「検索支援ツール」をはじめとする牽引ツールが充実しており、容易に最新の情報へアクセスできます。

Q5 どんな方が購入されているのですか？

A ゼネコン等の建設業や自動車・鉄鋼等の製造業はもちろん、様々な業種の安全衛生管理部門・安全担当者(安全衛生責任者等)の他、労働安全・衛生コンサルタントや社会保険労務士といった労務・安全衛生管理の専門家にもご活用いただいています。また、労働安全衛生法には罰則規定もあることから、「労働Gメン」である労働基準監督官、弁護士や検察官といった司法関係者にも書類送検や裁判の法的根拠(エビデンス)として利用されており、初版の昭和48年度版から現在まで長きに亘り支持され続けている商品です。

安衛法便覧 令和4年度版

お申込書

ISBN978-4-86319-935-4 お申込日 令和 年 月 日

会社名・ 団体名	ふりがな -----	冊数	冊
ご担当者名	ふりがな -----	部署名	
送付先	〒 437-0024 静岡県袋井市三門町11-12 袋井地区建設事業協同組合		
TEL	()	FAX	()
E-mail			
〈通信欄〉			

袋井地区建設事業協同組合

FAX : 0538-42-4330